

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市介護保険条例（平成18年つくばみらい市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「23,950円」を「19,160円」に改め、同条第3項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「39,910円」を「31,930円」に改め、同条第4項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「46,300円」を「44,700円」に改める。

附 則


（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市介護保険条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月29日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の軽減強化にあたり、軽減賦課に係る介護保険料率を改めるため、条例の一部を改正するものです。

また、改元に対応するため、併せて条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市介護保険条例(平成18年つくばみらい市条例第72号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,160円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、<u>31,930円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、<u>44,700円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,950円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、<u>39,910円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、<u>46,300円</u>とする。</p>